

タイ向け輸出食品

認定施設の英文証明書の有効期限を延長するための定期確認申請について

目次

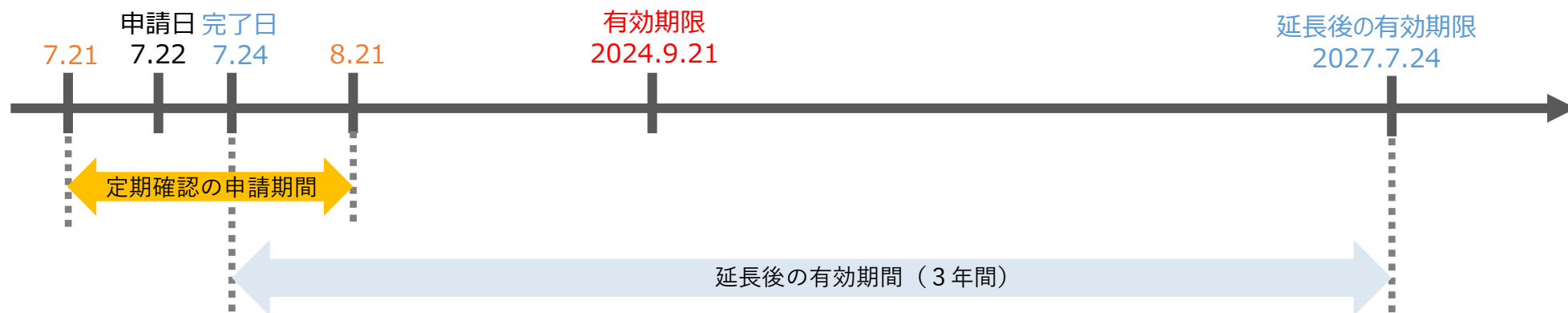
- 1. 認定施設の定期確認（英文証明書の有効期限の延長） . . . P 3
- 2. 輸出証明書発給システムによる申請方法 . . . P 6
- 3. 書面による申請方法 . . . P16

1. 認定施設の定期確認（英文証明書の有効期限の延長）

タイ向け輸出食品を取り扱う認定施設に対して発行する英文証明書の有効期間は、認定日より3年間です。認定施設責任者は、**有効期間の満了日の2か月前から1か月前（閉庁日に当たる場合は翌開庁日）までに**必要書類を認定施設が所在する都道府県を管轄する地方農政局等に提出し、3年ごとに定期確認を受けて下さい。

定期確認の結果、問題がない施設については、英文証明書の有効期限を延長します。なお、延長後の有効期間は、定期確認の審査が完了した日から起算します。

例：有効期限が2024年9月21日、審査が2024年7月24日に完了した場合



認定施設責任者は、有効期間の満了日の2か月前から1か月前（閉庁日に当たる場合は翌開庁日）までに以下の書類を認定施設が所在する都道府県を管轄する地方農政局等（別表参照）に提出して下さい。

提出書類

- ◆ タイ向け輸出食品認定施設の定期確認申請書（別紙様式4）
- ◆ 以下に掲げる認定要件を確認するための書類
 - ア 食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく営業許可を有し、又は営業届出を行っている施設
 - イ 条例等に基づき、食品製造等の営業許可を有し、又は営業に係る届出等を行っている施設
 - ウ 食品衛生監視員による監視指導の結果、一定程度の衛生管理が実施されていることが食品衛生監視票等の書類で確認可能な施設
 - エ 都道府県等が策定したGAP等に基づき、「タイ向け輸出食品の取扱要綱」別添1に定める衛生管理又はそれと同等の衛生管理が実施されていることについて、都道府県等が策定した第三者が確認する仕組みのもと、認定書等の書類で確認可能な選別・梱包施設
- ◆ 委任状（別添（様式4 関連））※申請者が認定施設責任者と異なる場合

提出方法

輸出証明書発給システム、書面等（申請方法はP6以降をご確認ください）

(別表) 地方農政局等一覧

管轄する都道府県	申請先	所在地	電話番号
北海道	北海道農政事務所 生産経営産業部事業支援課	〒064-8518 北海道札幌市中央区南22条西6丁目2-22	011-350-7661
青森県、岩手県、宮城県、秋田県、 山形県、福島県	東北農政局 経営・事業支援部輸出促進課	〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1 (仙台合同庁舎A棟)	022-221-6402
茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、 千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、 長野県、静岡県	関東農政局 経営・事業支援部輸出促進課	〒330-9722 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 (さいたま新都心合同庁舎2号館)	048-740-0111
新潟県、富山県、石川県、福井県	北陸農政局 経営・事業支援部輸出促進課	〒920-8566 石川県金沢市広坂2-2-60 (金沢広坂合同庁舎)	076-232-4233
岐阜県、愛知県、三重県	東海農政局 経営・事業支援部輸出促進課	〒460-8516 愛知県名古屋市中区三の丸1-2-2	052-715-3073
滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、 奈良県、和歌山県	近畿農政局 経営・事業支援部輸出促進課	〒602-8054 京都府京都市上京区西洞院通下長者 町下ル丁子風呂町 (京都農林水産総合庁舎)	075-414-9101
鳥取県、島根県、岡山県、広島県、 山口県、徳島県、香川県、愛媛県、 高知県	中国四国農政局 経営・事業支援部輸出促進課	〒700-8532 岡山県岡山市北区下石井1-4-1 (岡山第2合同庁舎)	086-230-4246
福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、 大分県、宮崎県、鹿児島県	九州農政局 経営・事業支援部輸出促進課	〒860-8527 熊本県熊本市西区春日2-10-1 (熊本地方合同庁舎)	096-300-6199
沖縄県	内閣府沖縄総合事務局 農林水産部食料産業課	〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2丁目1-1 (那覇第2地方合同庁舎2号館)	098-866-1673

2. 輸出証明書発給システムによる申請方法

輸出証明書発給システムより施設認定の申請をした方は、「認定後変更」より定期確認申請を行います。P6～P15に記載されている手順に沿って申請手続きを進めて下さい。

※輸出証明書発給システム以外の方法で施設認定の申請をした方は、P16をご確認ください。

①メインメニューの「施設認定」→「施設認定申請状況検索」をクリックします。

メインメニュー

▼ 申請・確認

輸出証明書発給

製造所登録

施設認定

申請書テンプレートダウンロード

NACCS申請受付エラー確認

▼ 利用者管理

お知らせ

【お知らせ】(令和2年11月更新)発行申請手続における「確認書」の様式を11月1日付けで一部改正しました。対象は申請者自らが作成する場合に限り、申請者の取引先（生産者や製造者、流通業者）が作成する確認書については従来通りで変更はありません。記載例等はH Pに掲載していますのでご覧ください。

【お知らせ】EUの輸入規制が緩和され、様式が改定されました。詳しくは農林水産省のホームページをご覧ください。これに伴い、10月11日以降の輸出証明書申請情報入力について、EU（北アイルランドを含む）、ノルウェー、スイス、リヒテンシュタイン、アイスランドの申請に際しては、国・地域欄で「EU等(新様式21年10月10日以降)」を、英国（北アイルランドを除く）の申請に際しては、国・地域欄で「英国」を、それぞれ選択してください。

【お願い】新型コロナウイルス感染症対策に万全を期すため、農林水産省では出勤者数を削減しています。可能な限り郵送での受取りを御検討願います。郵送で受領する場合、あらかじめ切手を貼付した返信用封

処理状況一覧

↓

施設認定申請状況一覧画面

- 検索結果はありません。

施設認定申請状況検索 

検索結果一覧

新規登録

選択	申請日時	状況	手数料 納付状況	認定国	認定品目	施設名	別添資料	申請番号	認定番号	審査機関 1	利用可能日
----	------	----	-------------	-----	------	-----	------	------	------	--------	-------

6

②「認定国・品目」を「タイ・食品」と設定し、「状況」の「完了」に☑を入れて検索して下さい。登録済みの施設情報が出てきたら、「認定後変更」をクリックします。

施設認定申請状況一覧画面

施設認定申請状況検索

認定国・品目

タイ

食品

状況

☐ 申請前

☐ 申請中

☐ 審査開始

☐ 起案済 1

☐ 修正依頼

☐ 破棄依頼

☐ 承認依頼

☐ 修正依頼 (本省)

☐ 承認済

☐ 起案済 2

☐ 交付準備中

☐ 証明書発行済

☐ 証明書受取可

☐ 証明書受領済

☐ 棄却

☐ 破棄

☒ 完了

☐ 全選択

検索

検索結果一覧

新規登録

検索結果1件中 1-1件表示 表示件数 10件 50件 100件

< 1 >

参照登録

修正

削除

申請

参照

破棄依頼

認定後変更

認定後廃止

手数料納付方法変更

- ③「変更理由」の欄に**認定番号**及び「**定期確認申請**」と記入して下さい。
- また、「施設情報」から「輸出食品」までの項目に記載されている情報に変更がある場合は、該当箇所を修正するとともに、変更内容を備考欄に記入し、「変更」をクリックします。

施設認定申請書入力画面(タイ 食品)

変更理由

変更理由

必須

ST0010209 定期確認申請

申請者情報

事業者名

株式会社まふ

住所

東京都千代田区霞が関 1 - 2 - 1

氏名

電話番号

03-9999-9999

施設情報

施設の名称

日本語

必須

1

輸出食品

HSコード

2103.10

輸出食品の名称

日本語

必須

醤油

英語

必須

Soy sauce

備考

備考

変更

④確認画面が出てくるので、情報に誤りがないか確認し、問題なければ「変更」をクリックして下さい。

施設認定申請書入力確認画面(タイ 食品)

以下の内容で変更します。

変更理由

変更理由 ST0010209 定期確認申請

申請者情報

事業者名 株式会社まふ
住所 東京都千代田区霞が関 1 - 2 - 1
氏名 XXXXXXXXXX
電話番号 03-9999-9999

施設情報

施設の名称 日本語 1

輸出食品

HSコード 2103.10
輸出食品の名称 日本語 醤油
英語 Soy sauce

備考

備考

変更

⑤「施設認定申請状況検索」をクリックし、「状況」の「申請前」に☑を入れて検索して下さい。

施設認定申請状況一覧画面

施設認定申請状況検索

認定国・品目 タイ 食品

状況

☒ 申請前	☐ 申請中	☐ 審査開始	☐ 起案済 1	☐ 修正依頼	☐ 破棄依頼
☐ 承認依頼	☐ 修正依頼（本省）	☐ 承認済	☐ 起案済 2	☐ 交付準備中	☐ 証明書発行済
☐ 証明書受取可	☐ 証明書受領済	☐ 棄却	☐ 破棄	☐ 完了	☐ 全選択

検索



施設認定申請状況一覧画面

施設認定申請状況検索

検索結果一覧

新規登録

検索結果1件中 1-1件表示 表示件数 **10件** 50件 100件

選択	申請日時	状況	手数料 納付状況	認定国	認定品目	施設名	別添資料	申請番号	認定番号	審査機関 1	利用可能日
☒		変更 申請前	-	タイ	食品	1	未登録 登録	G00010638	ST0010209		

⑥別添資料の「登録」→「ファイルの選択」をクリックし、認定要件を確認するための書類を選択します。

施設認定申請状況一覧画面

施設認定申請状況検索

検索結果一覧

新規登録

検索結果1件中 1-1件表示 表示件数 10件 50件 100件

選択	申請日時	状況	手数料 納付状況	認定国	認定品目	施設名	別添資料	申請番号	認定番号	審査機関 1	利用可能日
☐		変更 申請前	-	タイ	食品	1	未登録 登録	G00010638	ST0010209		

↓

別添資料ファイル 登録画面

申請日	認定国・地域	認定品目	別添資料	申請番号	審査拠点
	タイ	食品	未登録	G00010633	

別添資料

PDFファイルを選択してください。

アップロードファイル

ファイルの選択

ダミー .pdf

追加

削除	添付申請ファイル名	状態
----	-----------	----

アップロード

削除

⑦「追加」→画面上部の「OK」→「アップロード」の順にクリックします。

一元的な輸出証明書発給システム

xk-shinsei-i.maff.go.jp の内容
追加します。よろしいですか？

メニュー

FAQ

ヘルプ

ログアウト

②

OK

キャンセル

別添資料ファイル 登録画面

申請日	認定国・地域	認定品目	別添資料	申請番号	審査地点
	タイ	食品	未登録	G00010633	

別添資料

PDFファイルを選択してください。

アップロードファイル

ファイルの選択 ダミー.pdf

①

追加

削除	添付申請ファイル名	状態
----	-----------	----

アップロード

削除



別添資料

PDFファイルを選択してください。

アップロードファイル

ファイルの選択 ファイルが選択されていません

追加

削除	添付申請ファイル名	状態
☐	ダミー.pdf	未登録

③

アップロード

削除

⑧アップロードに成功していることを確認し、「登録」→「OK」をクリックします。

別添資料ファイル 登録確認画面

アップロードファイル ダミー.pdf

成功 1／1件

失敗 0／1件

エラーファイルダウンロード

登録



別添資料ファイル 登録完了画面

正常に登録されました。

OK

⑨施設認定申請状況一覧画面に戻るので、申請したい情報が選択されていることを確認し、「申請」をクリックします。

施設認定申請状況一覧画面

施設認定申請状況検索 

検索結果一覧

新規登録

検索結果1件中 1-1件表示 表示件数 **10件** 50件 100件

選択	申請日時	状況	手数料 納付状況	認定国	認定品目	施設名	別添資料	申請番号	認定番号	審査機関 1	利用可能日
☐		変更 申請前	-	タイ	食品	1	 登録済  登録	G00010638	ST0010209		

< 1 >

参照登録

修正

削除

申請

参照

破棄依頼

認定後変更

認定後廃止

手数料納付方法変更

⑩プルダウンから出てくる地方農政局を選択し、「確認」をクリックします。
確認画面が出てくるので、情報に誤りがないか確認し、問題なければ「申請」をクリックして下さい。

施設認定申請先選択画面

申請先

関東農政局（埼玉）

確認



施設認定申請情報確認画面(タイ 食品)

以下の内容で申請します。

申請先

関東農政局（埼玉）

変更理由

変更理由

ST0010209 定期確認申請

申請者情報

事業者名

株式会社まふ

登録ファイル

別添資料

[ダミー.pdf](#)

申請

印刷

以上で申請完了です。

3. 書面による申請方法

輸出証明書発給システム以外の方法で施設認定の申請をした方は、別紙様式4の定期確認申請書に必要事項を記入し、認定要件を確認するための書類と併せて、認定施設が所在する都道府県を管轄する地方農政局等へ提出して下さい。

【記載例】

タイ向け輸出食品認定施設の定期確認申請書

タイ向け輸出食品を取り扱う施設の定期確認について、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1. 認定番号
ST00000XX
2. 施設の名称及び所在地
株式会社まふ 東京工場
東京都千代田区霞が関 1-2-1

㊦. 施設の情報

	該当の有無 ※
食品衛生法に基づく営業許可を有し、又は営業届出を行っている施設	○
条例等による営業許可を有し、又は営業に係る届出等を行っている施設	
食品衛生監視員による監視指導の結果、一定程度の衛生管理が実施されていることが食品衛生監視票等の書類で確認可能な施設	
都道府県等が策定したGAP等に基づき、別添1に定める衛生管理又はそれと同等の管理が実施されていることについて、都道府県等が策定した第三者が確認する仕組みのもと、認定書等の書類で確認可能な選別・梱包施設	

※ 定期確認申請施設が該当するものに○をつけること。